

檢 查 編

第 16 章 工事検査

第 1 節 工事検査の手続き

工事検査の手続きは、以下の点に留意すること。

- (1) 工事が竣工したときは、給水装置工事（現地・書類）検査申込書に関係書類を添えて、検査の申込みをすること。申込みは、2 日前の午前 11 時までに行い、前日の午前までに書類を提出すること。なお、アパート等給排水同時検査の場合、給水はメーター数で予約し、排水は 1 件で予約すること。また、浄化槽切り替えで排水単独検査の場合はメーター数で予約すること。（様式第 19 号）
- (2) 一部検査を必要とするときは、給水装置工事一部検査申込書に必要事項を記入し、申込みすること。（様式第 20 号）
- (3) 再検査を必要とするときは、給水装置（施設）工事再検査申込書に必要事項を記入し、規定の手数料を添えて申込みすること。（様式第 21 号）
- (4) 住宅着工の遅延等により当初の竣工予定日を延期する場合は、給水装置工事の竣工予定日延期届出書に必要事項を記入し、竣工予定年月日が切れる前に届け出なければならない。（様式第 22 号）
- (5) 申請時において申請者又は住宅会社等に、住所番地取得手続き忘れのないよう伝えること。なお、竣工検査時に住居表示未決定の場合は原則、検査を受け付けないものとする。

（解説）

- 1 検査の申込みは、給排水課に配置している検査予約用のパソコン端末で予約すること。（記載例 26）P152
- 2 工事竣工後、給水装置の所有者が市内に居住しないとき等は、条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。このことにより、検査申込み時までに、代理人選定届を提出すること。（条例第 19 条）（様式第 23 号）

また、給水装置の所有者が変更になる場合は、給水装置（施設）所有者変更届を提出すること。（様式第 24 号）

- 3 工事検査申込みに伴う提出書類は、次表のとおりとする。

提出書類	竣工検査		一部検査	再検査
	現地	書類		
検査申込書（必須）	1 部	1 部	1 部	1 部
給水装置工事社内検査報告書（必須）	1 部	1 部	1 部	1 部
竣工図面等（必須）	2 部	2 部	2 部	2 部
材料基準適合確認書（必須）	2 部	2 部	2 部	2 部
工事写真（必要に応じて）	1 部	1 部	1 部	1 部
水道メーター取付および使用開始届（必要に応じて）	1 部	—	1 部	1 部

- (1) 検査申込書とは、第 3 節 1 (1)～(3)への申込書をいう。
- (2) 工事写真とは、せん孔、水洗化、撤去等の配管写真をいう。（第 3 節 5 参照）
- (3) 水道メーター取付および使用開始届とは、工事用一栓あるいは検査時のメーターを出庫する際に用いる書類であり、窓口交付またはホームページで取得す

る。

(4) その他、局が指定する添付書類

4 工期については各業者が確実に把握し、局からの指示（連絡）を待たずして延期手続きすること。

第2節 工事検査

工事検査の際は、以下の点に留意すること。

(1) 主任技術者は、工事が竣工した場合、給水装置工事社内検査報告書（以下「社内検査報告書」という）(様式第25号)に基づき、速やかに社内検査を行うこと。

(2) 局が行う検査は、竣工検査、書類検査、現地一栓検査、一部検査および再検査とし、主任技術者は、現地検査に立ち会わなければならない。

なお、書類検査は机上検査であり、立会いは不要である。

(3) 指定工事事業者は、竣工検査合格後、申込者に対して給水装置の引渡しを行う際に、社内検査報告書と竣工図書を必ず提出しなければならない。

また、給水装置の使用法および維持管理についても十分説明しなければならない。

(4) 竣工検査は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。

また、検査に従事する職員は、身分証を携帯しなければならない。

(法第17条の第1項、2項)

(解説)

1 主任技術者の行う社内検査は、工事後の給水装置の構造および材質が、施行令第6条の基準に適合していることを確認するとともに、工事申込者との工事契約の内容の最終チェックでもある。

2 主任技術者は、工事検査合格後、必ず申込者に社内検査報告書と竣工図書を提出し、給水装置の維持管理等について十分な説明を行う必要がある。

3 局が行う検査は、管理上必要なものについて行うほか、給水装置の構造および材質が、施行令第6条の基準に適合しているかについて行うものである。したがって、局は、指定工事事業者と申込者との工事契約の内容を検査するものではない。

第3節 検査の種類

1 検査の種類および内容

(1) 竣工検査とは、工事竣工時における現地検査および書類検査をいう。

ア 現地検査は、新設、改造および取出し工事等について、竣工図や写真に基づき現地で確認する検査をいう。

イ 書類検査は、水洗化および撤去工事について、竣工図に基づき写真で確認する検査をいう。

(2) 一部検査とは、現場の施工上あるいは申請者の都合により、部分的に検査を実施するものをいう。

(3) 再検査とは、竣工検査において不合格となった場合に再度行う検査をいう。

2 竣工検査の区分

(1) 現地検査

- ア 新設工事
- イ 改造工事
- ウ 取出し工事
- エ 臨時工事
- オ その他

(2) 書類検査

- ア 撤去工事
- イ 水洗化工事

3 現地検査の主な項目

(1) 竣工図と現地出来形の照合

(2) 配水管への取付口からメーターまでの部分について現地および工事写真と照合する。

(3) 水圧試験

試験水圧および加圧時間は、次の表または、ア～オのとおりとする。

口径 (mm)	試験水圧 (MPa)	加圧時間
13～25	1.75	1 分以上
40・50	1.00	10 分以上
75 以上	0.75	30 分以上

ア 口径が $\phi 40$ 以上で布設延長 50m 未満の場合、試験水圧は上記のとおりとし、加圧時間は 2 分以上とする。

イ セン孔時の第 1 止水栓上流側の試験水圧および加圧時間は、0.75MPa で 3 分以上とする。

ウ 配水管布設工事に準ずるものについては、配水管工事標準仕様要領集（URL <https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html>）の「9 管路等の水圧試験要領」に基づくこと。

エ メーター口径が $\phi 40$ ・ $\phi 50$ で、末端の配管が $\phi 25$ 以下になる場合は原則的に 1.00 MPa の水圧をかけるものとする。

なお、メーター口径が $\phi 50$ （フランジ仕様）・ $\phi 75$ 以上の場合については検査員と事前協議をするものとする。

オ スプリンクラーの水圧試験は検査員と協議するものとする。

注) 配水管布設工事に準ずるものとは、次の場合をいう。

1 共用管を布設する場合

2 道路に仕切弁を設置する口径が $\phi 40$ 以上の専用管を布設する場合

(4) メーター、止水栓、逆止弁の設置状況およびメーターの動作確認をする。

(5) すべての給水用具はメーターを通過しているかを確認する。

(6) 残留塩素濃度 (0.1mg/L 以上) および給水栓水圧 (足洗い場等) を測定する。

(7) 提出書類・図面等の軽微な修正又は添付書類不備については午前中の検査の場合はその日の午後、午後の検査の場合は翌日の午前中までに提出すること。

4 書類検査時の留意点

竣工図が工事写真および材料基準適合確認書や検査申込書、社内検査報告書と整合することを確認する。なお、工事写真は、工事内容が把握できるものを添付すること。

5 工事写真の主な撮影項目

配水管工事標準仕様要領集（URL <https://www.city.akita.lg.jp/suido/100>

8180/1008345.html) の「6 工事記録写真撮影要領」を参照

(1) せん孔等

ア 着工前・完成の対比

イ せん孔状況

(ア) 被分岐管埋設深度 (小数第3位を四捨五入し、小数第2位で表示)

(イ) スリーブ取付け

(ウ) せん孔屑排出 (排水状況)

(エ) 水圧テスト

(オ) 防食フィルム取付け

(カ) せん孔者本人とせん孔資格が確認できるもの

(キ) 切片の写真

ウ 埋設給水管深度測定状況

(ア) 掘削状況

(イ) 埋設シート (取出しから官民境界まで)

エ 埋戻し時の砂および砕石等埋戻し転圧状況 (厚さ 20cm 以下ごとに転圧)

オ 仮復旧転圧状況 (水道マークおよび白線等の標示状況を含む)

カ 復旧状況

キ 保安状況

ク 完成状況 (水道マークおよび白線等の標示状況を含む)

(2) 水洗化

ア 着工前・完成の対比

イ 新設部の配管 (分岐箇所を含む)

ウ 新設部の水圧試験状況

エ 水抜き栓等凍結防止措置

オ 給水用具設置状況

カ 完成状況

(3) 撤去

ア 撤去前 (既設配管状況)

イ 撤去後

掘削や復旧状況等については、“せん孔等”に準ずること。

6 検査に係わる主な留意点

(1) 検査等に当たって主任技術者は、ヘルメットを着用し付近住民の安全についても十分注意しなければならない。

(2) 検査立会人は、工事を担当した主任技術者 (工事申込書に記載した主任技術者) とする。ただし、やむを得ず検査に立会うことができない場合は、当該工事に精通した主任技術者を代理とすることができる。

(3) 検査当日の水圧検査は、事前に水を張り、排気および洗管を行いテストポンプを取付けた状態で準備し、やむを得ず水圧試験ができないと想定された場合は、写真等の対応について検査員と事前協議すること。

(4) 一つの申請において、複数のメーターを取り付けた場合は、その設置状況の写真を提出すること。

(5) 固定式止水栓およびメーターのオフセットは、官民(民)境界より3点を基本とし、小数第1位まで表示する。(撤去工事も同様とする。)

なお、境界が不明である場合は、堅固な構造物により起点の代用とすることができる。

(6) 竣工図および関係書類は、検査前日まで局に提出する。(現地での差し替えは認めないものとするが、図示記号等の軽微な訂正などの場合には現地差し替え

を認める。)

(7) 主任技術者は、社内検査において次の事項を確認後、検査を受けなければならない。

ア 水圧試験

イ メーター上流側の埋設深度（止水栓きょう又はメーター枳内で測定すること）

ウ 第一止水栓、仕切弁およびメーター枳設置位置のオフセット

エ 止水栓きょう、弁きょうおよびメーター枳設置状況

オ 止水栓、仕切弁、逆止弁および給水用具の設置状況

カ 給水用具の取付位置および栓数等竣工図との照合

キ 給水用具および使用材料の認証適合確認

ク 水抜き栓の作動状態

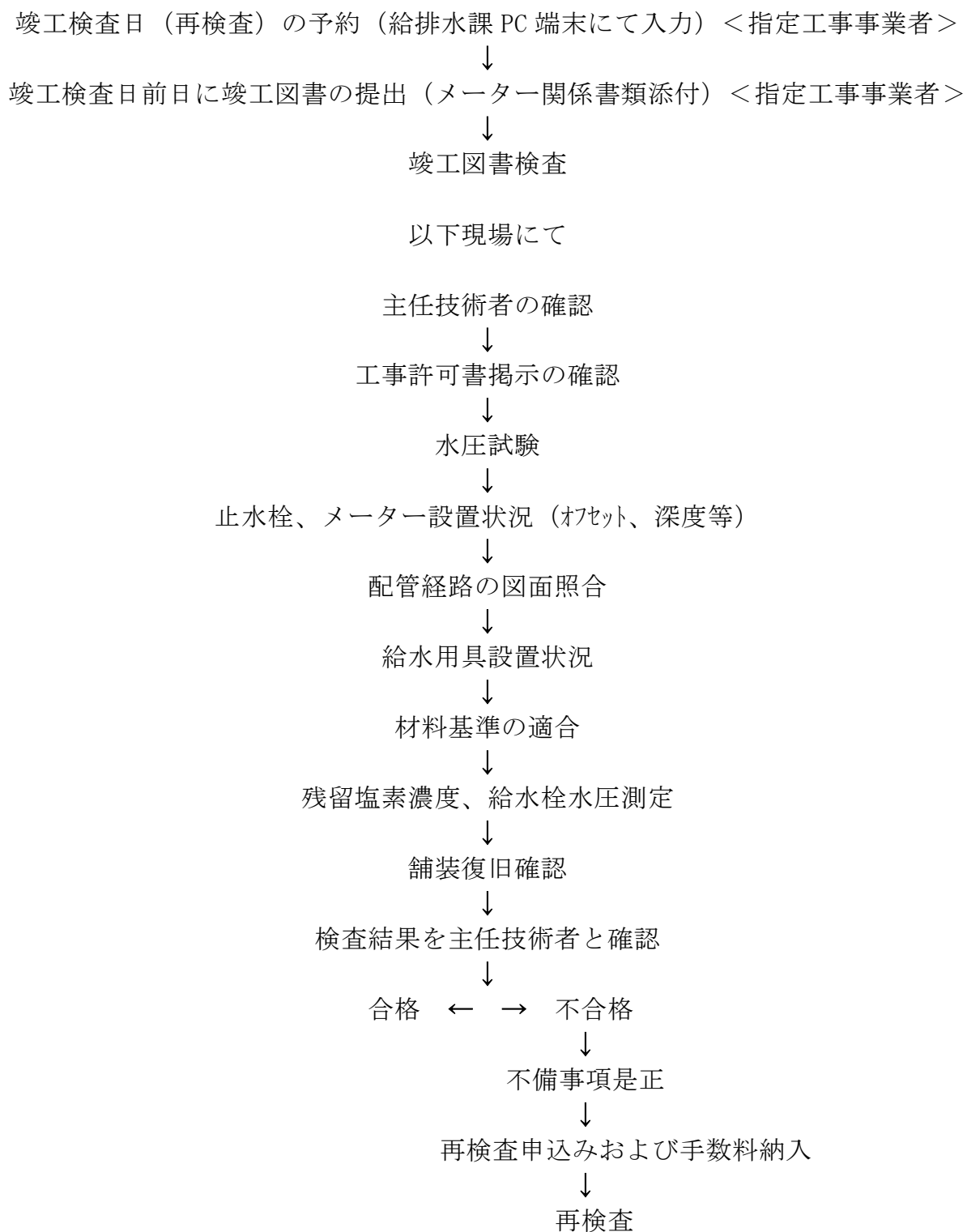
ケ 全ての給水用具がメーターを経由していることの確認

（複数のメーターが設置されている場合、それぞれのメーターの経路確認）

コ 給水用具の吐水量等の確認

サ 舗装の復旧状況の確認

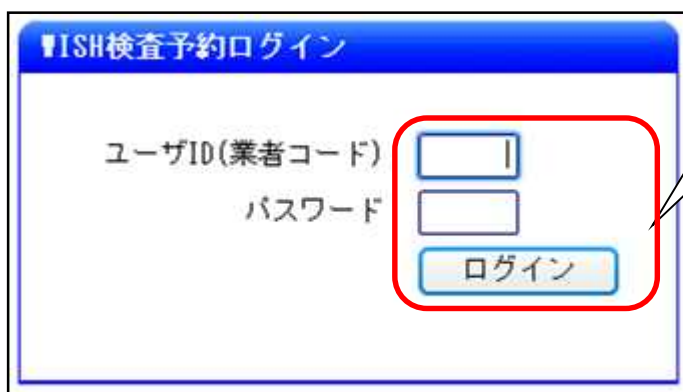
7 給水装置工事竣工検査フロー



検査予約申込手順

(記載例 26)

①受付画面



WISH検査予約ログイン

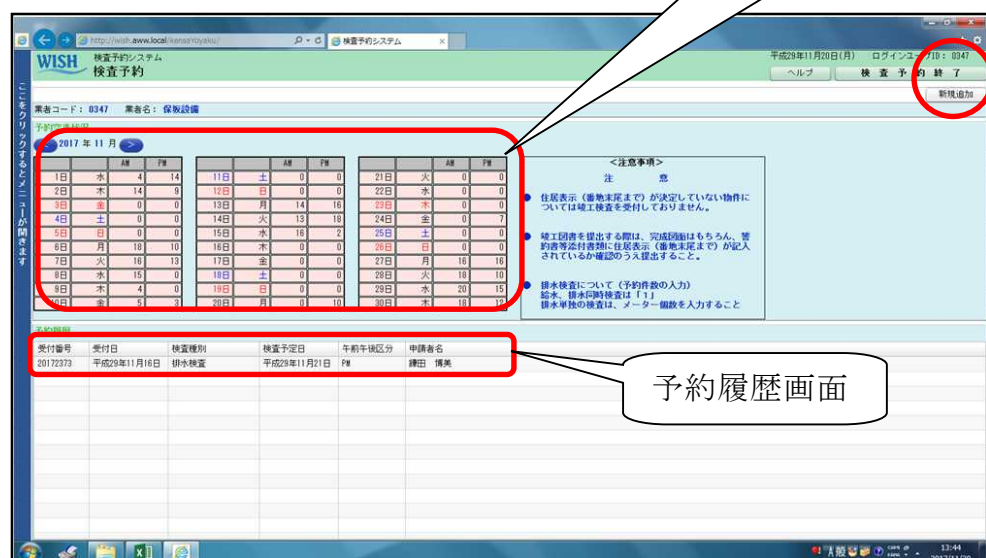
ユーザID(業者コード)

パスワード

ログイン

業者コード・パスワードを入力後、ログインボタンをクリックすると、検査予約申込画面が開く。

②予約申込画面



業者コード: 0347 業者名: 保坂設備

2017年11月

日	時	種	件
1日	水	4	14
2日	木	14	0
3日	金	0	0
4日	土	0	0
5日	日	0	0
6日	月	10	10
7日	火	10	13
8日	水	15	0
9日	木	4	0
10日	金	5	3
11日	土	0	0
12日	日	0	0
13日	月	14	10
14日	火	13	10
15日	水	10	2
16日	木	0	0
17日	金	0	0
18日	土	0	0
19日	日	0	0
20日	月	0	10
21日	火	0	0
22日	水	0	0
23日	木	0	0
24日	金	0	7
25日	土	0	0
26日	日	0	0
27日	月	10	10
28日	火	10	10
29日	水	20	15
30日	木	10	15

新規追加

予約履歴画面

受付番号	受付日	検査種別	検査予定日	午前午後区分	申請者名
20172373	平成29年11月16日	排水検査	平成29年11月21日	PM	津田 博美

予約状況を確認する。

新規追加

新規追加ボタンをクリックする。

すべての入力が終わったら、登録ボタンをクリックする。

③予約登録画面



検査予約登録

登録 キャンセル

検査予定日: 令和 年 月 日 *

午前午後区分: AM *

受付番号: *

検査種別: *

共同住宅: ☐

検査件数: *

カレンダーボタンをクリックして検査日を指定する。

ボタンをクリックして午前午後区分を選択する。

受付番号を入力する。

ボタンをクリックして検査種別から「せん孔」を選択する。

検査件数を入力する。

共同住宅・アパートの検査予約はここをクリック後、件数を入力すること。